

大規模小売店舗の設置者等の変更に関する届出

仙北市公告第23号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）で第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成29年7月10日

仙北市長 門 脇 光 浩

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ角館店
仙北市角館町下菅沢22番地1他5筆

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 株式会社 横浜ファーマシー 代表取締役 室井 善一
変更後 株式会社 横浜ファーマシー 代表取締役 浅野 雅晴

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34
変更後 青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

(3) 変更の年月日

ア 平成27年8月26日
イ 平成29年5月16日

(4) 変更する理由

ア 設置者の代表者変更のため
イ 設置者の住所変更のため

2 届出年月日

平成29年6月30日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

(2) 縦覧期間

平成29年7月10日から平成29年11月9日

4 意見書の提出先

仙北市角館町中町36番地 中町庁舎 仙北市観光商工部 商工課

5 意見書に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由